

令和5年第2回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和5年5月26日(金)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和5年5月26日(金) 15時04分宣告
4. 閉会(閉議) 令和5年5月26日(金) 16時52分宣告
5. 出席議員
 - 1番 川本 息生 6番 西尾 幸太郎 11番 古濱 正之
 - 2番 石橋 良行 7番 松新 俊典 12番 吉田 雅紀
 - 3番 田中 一隆 8番 池田 賢治 14番 石田 茂春
 - 4番 村尾 茂樹 9番 前田 芳樹
 - 5番 村上 謙武 10番 仲吉 正
6. 欠席議員 13番 須山 隆
7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	池田 高世偉	介護保険課長	藤野 実
副広域連合長	大江 和彦	隠岐島前病院事務部長	中尾 清司
同	坂 栄一秀	隠岐病院副院長	齋藤 英典
同	内田 伸治	同 事務部長	野津 信吾
同	川崎 康久	同 総務課長	山崎 章
副広域連合長代理	田上 俊	同 経営課長	原 幸一
事務局長	齋賀 光成	消防長	田中井 和幸
総務課長	和田 哲也	消防総務課長	佐々木 肇
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	藤野 則子	書記	高井 美雪
--------	-------	----	-------
9. 会議録署名議員
 - 1番 川本 息生 2番 石橋 良行
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更
(任期满了)

金崎 朝香	萬 康	吉田 雅紀
美濃 芳樹	石塚 芳秀	福井 竜夫

(議員辞職)

岡田 智子	菊地 政文	安部 大助
-------	-------	-------

(新選出議員)

1番 川本 息生	5番 村上 謙武	11番 古濱 正之
----------	----------	-----------

2番 石橋良行 6番 西尾幸太郎 12番 吉田雅紀
4番 村尾茂樹 9番 前田芳樹 13番 須山隆

12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

同意第3号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について
同意第4号 隠岐広域連合監査委員（議員選出者）の選任同意について
報告第1号 令和4年度 隠岐広域連合一般会計予算繰越計算書について
議第20号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議第21号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議第22号 令和5年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）
議第23号 令和5年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）
議第24号 令和5年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）
議第25号 令和5年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）

13. 選挙の経過

（議長） 石田茂春
（副議長） 村尾茂樹

14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照

15. 常任委員の選任

（総務消防常任委員会）

西尾幸太郎 石橋良行 吉田雅紀
古濱正之 松新俊典 村上謙武

（医療介護常任委員会）

前田芳樹 川本息生 須山隆
村尾茂樹 仲吉正 田中一隆 池田賢治

16. 議会運営委員の選任

池田賢治 村尾茂樹 仲吉正
石橋良行 村上謙武

17. 傍聴者 1名

議事の経過

○議長（松新 俊典）

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日、令和5年第2回定例会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。

まず、先般行われました、島根県・海士町・知夫村の議会議員選挙におきまして、見事

ご当選を果たされ、新たに「吉田雅紀」議員、「須山隆」議員、「村尾茂樹」議員、「古濱正之」議員、「川本息生」議員、「石橋良行」議員の6名の隠岐広域連合議会議員が選出されました。

議員各位には心からお喜び申し上げ、隠岐広域連合発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

また、5月10日付けで隠岐の島町議会選出の「岡田智子」議員、「菊池政文」議員、「安部大助」議員から隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出され、議長においてこれを受理しました。議員の辞職に伴い、速やかに選挙が実施され、「村上謙武」議員、「西尾幸太郎」議員、「前田芳樹」議員が新たに選出されました。

議員各位におかれましては、隠岐広域連合の発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和5年第2回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告15時04分)

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、出席13名、欠席1名でございます。「須山隆」議員が所用のため欠席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

日程第1.「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただ今ご着席のとおり指定いたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第2.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、1番「川本息生」議員、2番「石橋良行」議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第3.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5月26日、1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日5月26日、1日間と決定いたしました。

日程第 4. 諸般の報告

日程第 4.「諸般の報告」をいたします。

議員の異動につきましては、先ほど報告のとおりですので割愛いたします。その他の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙 1「諸般の報告書」のとおりでございますので、ご参照下さい。以上で諸般の報告を終わります。

日程第 5. 副議長の選挙

日程第 5.「副議長の選挙」を行います。

5 月 10 日付で安部大助議員が隠岐広域連合議会議員を辞職されましたので、ただいま副議長が欠けております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

隠岐広域連合議会副議長に、4 番「村尾茂樹」議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、村尾茂樹議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、指名されました、村尾茂樹議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました、村尾茂樹議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました、村尾茂樹議員、登壇されまして、当選受託のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（村尾 茂樹）

ただいま、副議長に推薦いただき、また、ご承認いただきました海士町議会議員の村尾茂樹でございます。何分このような大きな役を引受けたことは、未だなくて少し緊張して

おりますけど、皆様のご経験をいただきながら、円滑な運営に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松新 俊典）

以上で、副議長の選挙を終わります。

ここで暫時休憩とします。

（本会議休憩宣告 15時10分）

○副議長（村尾 茂樹）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 15時14分）

先ほど、松新俊典議長から、「議長辞職願」が提出されましたので、議長に代わり議事を進行させていただきます。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議長辞職の件

追加日程第1.「議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松新俊典議長の退場を求めます。

（松新議長退場）

お諮りします。

松新俊典議長の「議長辞職」を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、松新俊典議長の「議長辞職」を許可することに決定しました。

松新俊典議員の入場を許可します。

（松新議長入場）

松新俊典議員にお伝えいたします。提出のありました議長の「辞職願」につきましては、許可されました。ここで、松新俊典議員から発言が求められておりますので、これを許可します。自席にてお願いします。

○14番（松新 俊典）

2年間議長職をさせていただきました。大過なく本日をもって議長を終わることになりましたが、大過なくということは、私が大過なくと思っているだけであって、皆さんはど

ういう風に思っているか知りませんが、何となく終わりました、特に事務局の方にはいろんな面で応援をしていただきまして、ありがとうございます。お陰ですんなり仕事ができるように思っております。まだ引き続き議員として2年間残ります。広域連合の発展のために努力したいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（村尾 茂樹）

以上で、「議長辞職の件」を終わります。

ただ今、議長が欠けました。お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声をあり）

異議なしと認めます。

よって、「議長の選挙」を日程に追加して、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2. 議長の選挙

追加日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

議長の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、指名人を副議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、副議長が指名人を指名することに、決定いたしました。

7番「池田賢治」議員を指名いたします。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、7番「池田賢治」議員が指名することに決定いたしました。池田議員、発言を願います。

○7番（池田 賢治）

隠岐広域連合議会議長に、隠岐の島町議会選出の「石田茂春」議員を指名いたします。

○副議長（村尾 茂樹）

ただいま、池田議員から、石田茂春議員が指名されました。

お諮りします。

ただいま指名されました、石田茂春議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、指名されました、石田茂春議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました、石田茂春議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました、石田茂春議員、登壇されまして、当選受託のご挨拶をお願いいたします。

○議長(石田 茂春)

ただいま、議長選におかれまして、私どもを推挙いただきありがとうございます。何分、広域連合議長というのは、1年生です。皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

○副議長(村尾 茂樹)

以上で、議長の選挙を終わります。それでは、石田議長は、議長席にご登壇ください。

(石田議長登壇・着席)

○議長(石田 茂春)

これより、私が議長を務めさせていただきます。

議員各位のご推挙によりまして、議長の重責を努めることになりました。与えられた期間を精一杯努めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 15時22分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時23分)

本日の議事日程の追加について報告いたします。追加議事日程は、お手元に配付のとおりです。

追加日程第3. 議席の変更

追加日程第3.「議席の変更」を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。9番「私」を14番議席に、14番「松新俊典」議員を7番議席に、7番「池田賢治」議員を8番議席に、8番「前田芳樹」議員を9番議席にそれぞれ変更いたします。

議席の移動を願います。

ここで、暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 15時24分)

(石田議長と村尾副議長が交代)

○副議長(村尾 茂樹)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時26分)

議長の一身上の件がありますので副議長によって進行いたします。

ただいまお手元に配布いたしました追加議事日程のとおり、追加日程第4「議長の常任委員辞任」の件から、追加日程第5「議長の議会運営委員の辞任」までの2件を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第4、追加日程第5の2件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4. 議長の常任委員辞任・追加日程第5. 議長の議会運営委員辞任

追加日程第4「議長の常任委員辞任」、追加日程第5「議長の議会運営委員辞任」の2件を一括して議題といたします。

ただいま、石田議長から議会の公平性を保持したいとの理由によって、医療介護常任委員、議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

一身上の案件でありますので、石田議長の退場を求めます。

(石田議長退場)

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の医療介護常任委員、議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。議長の入場を許します。

(石田議長入場・着席)

石田議長、ただ今全会一致をもちまして医療介護常任委員、議会運営委員の辞任が許可されました。

ここで、暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 15時29分)

(村尾副議長と石田議長が交代)

○議長(石田 茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時30分)

日程第 6. 常任委員の選任・日程第 7. 議会運営委員の選任

日程第 6 「常任委員の選任」、日程第 7 「議会運営委員の選任」の 2 件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

「常任委員の選任」、「議会運営委員の選任」については、隠岐広域連合議会委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、お手元に配布したとおり指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、「常任委員」、「議会運営委員」はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩とし、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選について協議をお願いいたします。

暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 15 時 31 分)

○議長 (石田 茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15 時 38 分)

各常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を代表の方から報告をお願いいたします。

最初に、総務消防常任委員会。

○5 番 (村上 謙武)

それでは先ほど、総務消防常任委員会におきまして、互選により委員長副委員長を新たに選任いたしましたので、ご報告いたします。

委員長を、隠岐の島町議会選出の「西尾幸太郎」議員、副委員長を、知夫村議会選出の「石橋良行」議員を選任いたしました。以上です。

○議長 (石田 茂春)

次に、医療介護常任委員会から報告を願います。

○8 番 (池田 賢治)

医療介護常任委員会からの正副委員長の選任をいたしましたので報告いたします。委員長に、隠岐の島町の「前田芳樹」議員、副委員長に知夫村の「川本息生」議員を選任いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長 (石田 茂春)

以上で、常任委員会の正副委員長の報告を終わります。

次に、議会運営委員会の報告を願います。

○10番（仲吉 正）

それでは、議会運営委員会からの互選を報告いたします。委員長に、隠岐の島町選出の「池田賢治」議員、副委員長に海士町から選出されました「村尾茂樹」議員を選任いたしましたことをご報告いたします。以上です。

○議長（石田 茂春）

以上、各常任委員会、議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので報告を終わります。

本会議を休憩し、議会全員協議会を開催いたします。

（本会議休憩宣告 15時42分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 15時49分）

日程第8. 議案上程

日程第8「議案上程」の件を議題といたします。

議案上程に先立ちまして、隠岐広域連合長より挨拶をいただきます。

○番外（池田広域連合長）

皆さんこんにちは。改めまして連合長の池田高世偉でございます。よろしく願いいたします。

それでは、令和5年第2回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、先般執行されました島根県議会議員一般選挙、海士町議会議員一般選挙及び知夫村議会議員一般選挙におかれまして、「吉田雅紀」氏、「須山隆」氏、「村尾茂樹」氏、「古濱正之」氏、「川本息生」氏、「石橋良行」氏がめでたくご当選され、それぞれの議会から選出をいただきました。ここに改めましてお祝いを申し上げます。

また、隠岐の島町議会から選出いただいております「岡田智子」議員、「菊地政文」議員、「安部大助」議員が辞職され、新たに「村上謙武」議員、「西尾幸太郎」議員、「前田芳樹」議員の選出をいただきました。新たに選出された皆様には、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、今春の島根県人事異動により、「内田伸治」氏が隠岐支庁長に就任されました。本日、副広域連合長選任同意をお願いすべく議案を上程させていただいておりますが、隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、住民や企業の皆様に変なご苦勞やご不便をお掛けしてきましたが、5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられたこ

とに伴い、少しずつではありますが社会生活もコロナ禍以前の状況に戻り、各種イベントの開催など活気を取り戻してまいりました。地域経済の回復、安心・安全の生活環境の整備に向け、職員一丸となって取り組んで参る所存でございますので、一層のご協力をお願いいたします。

議員各位におかれましては、本議会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（石田 茂春）

同意第3号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

同意第3号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」は、「内田伸治」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

内田伸治氏の退場を求めます。

（「内田伸治」氏退場）

只今、議題となりました同意第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、同意第3号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第3号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、三島副広域連合長が、3月31日付けをもって辞職されたことに伴い、新たに隠岐支庁長に就任されました「内田伸治」氏を、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第9. 採決

日程第9 これより「採決」を行います。

同意第3号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

内田伸治氏の入場を許可します。

（「内田伸治」氏の入場・着席）

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。内田伸治氏に、就任の受託挨拶をお願いいたします。

○番外（内田副広域連合長）

ただいま副広域連合長に選任いただきました、島根県隠岐支庁長の内田伸治でございます。

県職員として隠岐へ赴任するのは、初めてでございますが、この2か月間、島前島後を回り、様々な方々とお会いし、また4年ぶりに開催されたしげさ踊りパレードや、後鳥羽院遷幸 800 年記念の刀剣奉納式にも参加し、隠岐の伝統文化に触れさせていただきました。こうした中で隠岐には、雄大な自然はもとより、伝統ある文化、歴史、温かい人々など、他に誇れる素晴らしいものが沢山あることを実感したところでございます。

隠岐広域連合は、医療、介護、消防、航路など、隠岐全体の発展のために重要な役割を担っていると承知しております。隠岐全体の発展に向けて、精一杯努めてまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（石田 茂春）

日程第 10. 議案上程

日程第 10「議案上程」の件を議題といたします。

同意第 4 号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

同意第 4 号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第 4 号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意」について、議員のうちから選任されておりました「石田茂春」監査委員が、5月10日付けをもって監査委員を辞任されたことに伴い、新たに「西尾幸太郎」議員を監査委員に選任いたしたく、隠岐広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、「西尾幸太郎」議員の退場を求めます。

（「西尾幸太郎」議員退場）

この際、「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

日程第 11. 採決

日程第 11 これより「採決」を行います。

同意第 4 号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

よって、同意第 4 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、西尾幸太郎議員の入場を許可します。

（「西尾幸太郎」議員入場・着席）

同意第 4 号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」は、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。西尾幸太郎議員に、就任の受託挨拶をお願いいたします。

○ 6 番（西尾 幸太郎）

ただいま、監査委員に選任いただきました西尾です。与えられた任に真摯に向き合い、任を努めていきたいと思っておりますので、皆さんよろしく申し上げます。

○議長（石田 茂春）

以上で同意第 4 号を終わります。

日程第 12. 議案上程

日程第 12「議案上程」の件を議題といたします。

報告第 1 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算繰越計算書について」から、議第 25 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 7 案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、7 案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、報告第 1 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算繰越計算書について」から、議第 25 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 7 案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

報告第 1 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算繰越計算書」についてご説明申し上げます。令和 4 年度予算の事業のうち、L G W A N 導入環境整備事業について、別紙繰越計算書のとおり令和 5 年度に繰り越すことといたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、議第 20 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

特別職の職員の期末手当に係る役職加算率及び支給率について改正するものであります。施行日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第 21 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。職員の期末・勤勉手当に係る役職加算率の上限を改正するものであります。施行日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第 22 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費総務管理費の一般管理費において、診療所の財務会計システムの導入に伴う委託料の増額、レインボープラザ管理費において、恒温高湿庫の更新に伴い、工事請負費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰入金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 287 万 6,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 8,952 万 6,000 円とするものであります。

次に、議第 23 号「令和 5 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的支出を補正するもので、特別損失は、新型コロナウイルス感染症患者等病床確保事業費補助金の返還に伴い、過年度損益修正損を計上するものであります。

次に、議第 24 号「令和 5 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的支出を補正するもので、医業費用は、人事異動に伴い、給与費を増額するもので、特別損失は、新型コロナウイルス感染症患者等病床確保事業費補助金の返還に伴い、過年度損益修正損を計上するものであります。

補正予算第 3 条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について増額するものであります。

次に、議第 25 号「消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費総務管理費において、人事異動等に伴う人件費の増額、旅費規則の改正に伴う旅費の増額、救急資機材及び島前分署宿舍の修繕に伴う需用費の増額、物価高騰に伴い備品購入費を増額し、事業費消防事業費において、島前分署施設整備費の人件費を委託料に組み替え、海士出張所の整備に伴い、海士出張所施設整備費の委託料を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 1,667 万 4,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9 億 1,523 万 2,000 円とするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（石田 茂春）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 1. 質疑

日程第 13 これより「質疑」を行います。

報告第 1 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算繰越計算書について」から、議第 25 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの、7 案件について質疑を行います。

最初に、報告第 1 号「令和 4 年度隠岐広域連合一般会計予算繰越計算書について」、質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、令和 4 年度 LGWAN 導入環境整備事業の繰越しについてご説明させていただきます。

まず、この事業についてでございますが、LGWAN の機能のひとつにポータルサイトサービスというものがございます。各省庁においては、これらのサイトを活用して、各種制度改正の通知を公布してございますが、隠岐広域連合は、この総合ネットワーク LGWAN に加入してございません。島根県から早期接続の要望がございまして、令和 4 年度事業として予算計上し、事業を進めてまいりましたが、この事業実施に当たって各種半導体不足の影響によりまして、電子機器の導入が時間を要するということで、業者から報告がございました。これを受けて、この事業を繰越し、令和 5 年度に渡って事業を実施するということにさせていただいたものでございます。繰越額が 1,067 万円、事業の完了予定日は、令和 5 年 7 月 31 日を予定しております。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

報告第 1 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 20 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 20 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。条例改正の概要でございますが、隠岐広域連合の特別職の給与につきましては、構成町村の特別職の給与の支給状況等、特に、隠岐の島町の特別職の給与の支給状況等を参考に支給をしておりますが、令和 5 年 3 月に、隠岐の島町において、特別職の給与等に関する条例の一部改正が行われたことを踏まえ、期末手当の支給に係る役職加算率及び支給率について改正するものでございます。

条例改正の要点は、期末手当支給に係る役職加算率を 100 分の 10 から 100 分の 15 に

改め、期末手当の支給率を年 2.95 月から 3.3 月に改めるもので、施行期日は公布の日からとするものでございます。

なお、山陰両県における団体の特別職の加算率、期末手当の支給月数を参考までに添付してございますので、ご確認をいただけたらと思います。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

議第 20 号について質疑はございませんか。

○10 番（仲吉 正）

それでは、議第 20 号について質疑を行います。21 号とあわせて質疑を求められたら、質疑もしやすかったんですけど、まず、20 号から質疑をいたします。

ただいまの説明では、隠岐の島町の改定があったから、それに準じて 10 から 15 にするという説明でございました。説明しておられることが何か支離滅裂のような感じがするわけです。隠岐広域連合は、ご存知のとおり、隠岐の島町だけではなくて、島前の 3 町村も合わせて構成団体になっております。前回の 3 月 20 日の定例会においても、医師の勤勉手当の改正がございました。このようなことをしておきますと、隠岐病院と島前病院の給与の格差等はどんどん進んでいきます。そしてもう一つですね、今説明がございました山陰両県の加算割合を参考にした。なぜ吉賀町や津和野町本土の町村を参考にされるんですか。構成団体の 4 町村の支給加算率を参考にされるべきだと思いますが、私は今、提案理由の説明をいただきましたが、決して理解出来ない説明でございました。もう一度私の腹に入るような、説明をしていただきたいと思います。

○番外（齋賀事務局長）

それでは仲吉議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、山陰両県の加算割合支給率について、資料を添付してございますが、あくまで参考資料ということで、この条例改正に当たっては、特にこれを広域連合としては、参考としているものではございません。あくまで、構成団体の支給の状況を踏まえて方針を決めるという形でさせていただきます。

資料 4 ページをご覧くださいますと、島前 3 町村と隠岐の島町とでは、加算率、期末手当の支給月数に違いがございます。どこの構成町村に合わせるかというのは非常に難しい状況でございますが、今、広域連合の多くの職員が居住をしております隠岐の島町を、これまでもベースに隠岐広域連合の特別職の給与、この後また提案をさせていただきますが、職員の給与については、検討し提案をしてきたところでございますので、その部分について構成町村と合わせるということは非常に難しいところ、各町村が一緒であれば、そういった形ができるかと思いますが、現時点では、こういった隠岐の島町の状況を参考にさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○10 番（仲吉 正）

この改正が隠岐病院だけに限るものなら私も口は出しません。ところが、消防等は全部

構成4町村です。それでですね、次の議第21号と合わせての私の質疑となると思いますが、私は、広域連合に入ったときに、若い青年の傍聴が2人おられるわけです。傍聴席の名簿見たら、隠岐病院の職員なんです。何で本会議始まってから、何で隠岐病院の職員が傍聴に来とる。休暇をとってきたのかどうか確認しました。そしたら、あくる日からは、顔が見えませんでした。そしてまた、隠岐病院が建ちまして、視察をさせていただきました。そしたら、立派な部屋を職員組合が使っておる。私はその部屋の部屋料はどうなっている。

そのようにですね、また私は一度、職員団体の職員交渉における条例改正のとき質疑をいたしましたのですが、どうも隠岐の島町は、職員組合の折衝が腰折れしとるんじゃないかと思えます。といいますのは、隠岐の島町はラスパイレスが、島前病院と一緒にするときには102ぐらい高かった。やはりですね、広域連合の団体というものは、国の給与水準を比較するんじゃなくして、やっぱり隠岐の島町の企業、団体等のものも参考にしまして、給与水準等を決めていただきたいと思います。これに対して答弁がありましたらお願いしたいと思えます。

○番外（川崎副広域連合長）

仲吉議員のおっしゃる島前との格差というかですね、なんで隠岐の島町を参考にしたかということでございますが、その点についてお答えいたします。

確かにですね、広域連合は隠岐島前3町村、それから県も含めて、構成団体となっておりますので、そこら辺を留意しながら決めていく必要があるかと思っております。一方でですね、やはり生活圏といいましょうか、経済圏が隠岐の島町内にあるということで、どうしても隠岐の島町を参考にせざるを得ないということで、今回の方針といたしました。そういったことですね、多少島前と合わない点もありますが、そこら辺はご理解いただいて、そういった生活圏、経済圏を重視した、給与改定というふうに考えております。

○議長（石田 茂春）

ほかにありますか。ないですか。

（「なし」の声あり）

次に議第21号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第21号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、隠岐広域連合職員の給与は構成団体のうち主な生活圏域、経済圏域が同じである、隠岐の島町職員の給与の支給状況等を参考に支給しております。令和5年3月に、隠岐の島町職員の給与等に関する条例の一部改正が行われたことを踏まえ、期末勤勉手当の支給に係る役職加算率の上限について改正するものでございます。

条例改正の要点ですが、期末勤勉手当支給に係る役職加算率の上限を 100 分の 10 から 100 分の 15 に改めるもので、施行期日は公布の日からするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

議第 21 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 22 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 22 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

まず歳出についてでございますが、総務費・総務管理費の一般管理費におきまして、病診一元化に伴う財務会計システムの導入費用として、233 万 2,000 円を増額し、レインボープラザ管理費において、恒温高湿庫の更新費用として 54 万 4,000 円を増額するものでございます。

歳入についてでございますが、分担金及び負担金で一般会計総務費負担金を 233 万 2,000 円増額し、繰入金の基金繰入金で、レインボープラザ整備基金繰入金を 54 万 4,000 円増額するものでございます。

以上の結果、歳入歳出それぞれ 287 万 6,000 円を増額し、補正後の予算総額を、3 億 8,952 万 6,000 円とするものでございます。

次に、事業の詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、病診一元化に伴う財務会計システムの改修についてでございますが、令和 6 年 4 月 1 日に隠岐の島町立の医科歯科診療所及び訪問看護ステーションを隠岐広域連合に移管することで準備を進めております。令和 6 年度当初予算編成作業のため、本年 9 月末までに、隠岐広域連合の財務システムを各診療所に導入する必要がございます。当初予算時には、現状の調査及びシステム構成等の調整が終了していなかったため、補正予算にて対応させていただく旨をご説明させていただいておりましたが、調査及び調整が終了し、各診療所のうち 4 拠点につきまして、現有の隠岐の島町の機器を活用して、財務システムを導入することということで決定をしたことから、補正予算にて計上をさせていただくものでございます。

次に、レインボープラザ恒温高湿庫の更新工事についてでございます。厨房に 1 台設置をしております同機器が、本年 4 月にコンプレッサーの故障により、使用が出来ない状態となりました。業者に修理を依頼したところ、設置後 20 年以上経過をしておりまして、修理不能であるということでございました。従いまして、事業費 54 万 4,000 円で、同機

器を更新するものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

議第 22 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 23 号「令和 5 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

それでは、「令和 5 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明させていただきます。

先の 3 月議会臨時会においてご説明させていただいておりました、新型コロナウイルス感染症患者の方の入院受入れに対する病床確保を目的とした補助事業について、厚生労働省からの要請を受け、自主点検を行った結果、49 万 6,000 円の返還が生じることとなりました。

島前病院につきましては、令和 2 年度分について、点検前から点検後を差引しました、49 万 6,000 円が返還額となるもので、返還理由につきましては、退院日の計上方法に誤りがあったことによるものでございます。

このことにより、当年度に 49 万 6,000 円を返還することとなりましたので、収益的支出の特別損失・過年度損益修正損として対応させていただき、これにより最上段の病院事業費用合計額を、現予算額に対し 49 万 6,000 円増額とした 9 億 5,190 万円とさせていただくものでございます。なお、このことに伴う収益収入の負担金額につきましては、2 月補正時にあわせて対応させていただく予定としております。以上でご説明を終わります。

○議長（石田 茂春）

ただいま説明のありました、議第 23 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 24 号「令和 5 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（野津隠岐病院事務部長）

それでは、「令和 5 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、詳細説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の説明を申し上げます。第 1 項の事業費用につきまして、本年 4 月の人事異動等に伴いまして、人件費の各節の増額をお願いするものでございます。主な内容は、大学・島根県による医師人事異動に伴い、総合診療科が主でございますが、3 名の医師を当初より増員ということになっております。

続きまして、3項・特別損失につきまして、過年度修正損としまして、1,369万8,000円を補正予算計上させていただきました。

新型コロナウイルス感染症患者等病床確保事業費補助金に係る過年度の収入済みの補助金の返還金となるものでございます。先程の島前病院さんの説明と同様でございます。詳細につきましては、まず令和2年度の点検前と点検後、最後の償還額ということで、1,355万6,000円という多額の返還金となっております。

これは、令和2年度8月分の病床1床当たりの補助金単価は、重点医療機関その他病床として、7万1,000円が単価でございましたが、これで算定をしておりました。しかし、点検後は協力医療機関のその他病床として取り扱うこととされましたので、単価が5万2,000円というふうになっております。この下がった減額分で再算定した結果、先ほど申し上げました、1,355万6,000円という差額が出てまいりましたので、これを令和2年度を返還するものでございます。

また、令和3年度分でございますが、これは島前病院さんと同じで、入院患者様2名の延べ除外病床数の計上漏れがありましたので、14万2,000円の減額となったところでございます。合計で1,369万8,000円を過年度修正損として処理をさせていただくものでございます。収入につきましては、島前病院さんと同じく今年度2月開催予定の最終補正予算で調整をさせていただきます。以上でございます。

○議長（石田 茂春）

議第24号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第25号「令和5年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（田中井消防長）

それでは「令和5年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳出から説明いたします。1款・総務費・1目・一般管理費におきまして、2節・給料41万6,000円の増、人事異動に伴う増でございます。3節・職員手当等7万5,000円の増、同じく人事異動に伴う増でございます。4節・共済費99万4,000円の増、人事異動及び共済費負担率の変更に伴う増でございます。8節・旅費131万3,000円の増、長期研修等に伴う日額旅費規則改正に伴う増でございます。10節・需用費60万1,000円の増でございます。救急資機材及び島前分署宿舍修繕に伴う増でございます。

心臓マッサージシステム修繕でございます。この資機材は、心肺停止状態の患者に用い、心臓マッサージをする資機材でございます。令和5年3月の定期点検を行ったところ、起動しないことが判明いたしまして、業者に確認をいたしましたら、基盤の修繕が必要との

ことをございました。人命に関わる資機材であり、早急な修繕が必要であることから、現在は修繕済みとなっております。

島前分署宿舎瞬間湯沸器取替工事でございます。島前分署宿舎は4世帯ございますが、そのうち3世帯がお湯が出ない状況でございます。設置から21年が経過しており、このたび、取替工事を行うものでございます。

17節・備品購入費48万2,000円、救助資機材の価格高騰による増でございます。この資機材はロープ救助を行う際の資機材でございます。

次に、2款・事業費です。1目・島前分署施設整備費でございます。この事業については、当初、会計年度任用職員を採用して行うこととしておりましたが、委託事業者の支援をいただいて事業を進めることが決定をいたしました。そうしたことから人件費を委託料へ組替えを行ったものでございます。併せて2目の海士出張所施設整備の委託事務についても、事務を並行して行うということになっておりまして、海士町と事務費は折半するというようになっております。

1目ですが、1節・報酬が167万6,000円の減、3節・職員手当等が33万6,000円の減、4節・共済費33万4,000円の減、12節・委託料117万3,000円の増でございます。

2目・海士出張所施設整備費でございます。12節・委託料が1,396万6,000円の増でございます。内訳は、地質調査業務委託料が619万3,000円、庁舎施設造成設計業務委託料が660万円、海士出張所整備事務業務委託料が117万3,000円でございます。

この庁舎整備の基本計画にあつては、この後の協議報告事項において説明をいたします。このたびの補正ですが、3. 事業費の委託料、島前分署整備事務業務委託料117万3,000円がこのたびの人件費からの組替え分でございます。

海士出張所の整備についてですが、同じく3. 事業費でございますが、(1)委託料、地質調査業務委託料、庁舎施設造成設計業務委託料、海士出張所整備事務業務委託料、合計1,396万6,000円でございます。

歳入を説明いたします。1款・分担金及び負担金です。1目・消防事業負担金でございますが、388万1,000円を増額いたします。構成団体負担金でございますが、負担金にあつては、表のとおりです。

2目・施設整備負担金でございます。1,279万3,000円を増額いたします。島前分署施設整備分でございますが、西ノ島町が100%で、117万3,000円の減でございます。海士出張所整備費分は1,396万6,000円の増でございますが、海士町が100%となっております。

総括でございます。歳入歳出ともに1,667万4,000円を増額いたしまして、9億1,523万2,000円とするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

議第25号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ここで皆様方にお諮りいたします。

本日の議会を 17 時 30 分まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

日程第 14. 討論

日程第 14 これより「討論」を行います。

議第 20 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 25 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの、6 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○10 番 (仲吉 正)

私は、議第 20 号と議第 21 号に関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。議第 20 号は、特別職の職員の期末手当に係る加算率でございます。そして、議第 21 号は、加算率の上限を改正するものでございます。ただいまの答弁で、経済圏・生活圏の話がございましたが、大小はありますけど、島前も生活圏・経済圏に入っているわけでございます。そのために、島根県と 4 町村が合わせて構成団体になっているわけですから、今回の 10 から 15 にするのは、隠岐の島町に準ずるではなくして、小さいところですけど、島前 3 町村も加味していただきたく、私は反対の立場で討論したところでございます。以上でございます。

○議長 (石田 茂春)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 15. 採決

日程第 15 これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、議第 20 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 21 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの、2 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議第 20 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 21 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの、2 案件については原案のとおり可決されました。

次に、議第 22 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」から、議第 25 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 4 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

よって、議第 22 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」から、議第 25 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 4 案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

日程第 16. 委員会の閉会中の継続審査

日程第 16「委員会の閉会中の継続審査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査」の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 16 時 49 分）

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、同意案件 2 件、報告案件 1 件、条例改正案 2 件、補正予算案 4 件を上程

させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

石田新議長様はじめ、議員各位のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（石田 茂春）

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は本日1日でありましたが、補正予算をはじめ、選任同意、条例の一部改正等、当面する隠岐広域連合の諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な審議により、それぞれ適切、妥当な結論を得ることが出来ました。

これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げますとともに、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、今春の人事異動により、内田伸治氏が隠岐支庁長に就任され、本日、隠岐広域連合副広域連合長に選任されました。内田伸治氏におかれましては、隠岐広域連合のますますの発展にお力添えをいただきますよう改めてお願い申し上げます。

執行部におかれましても、議会で議決された事案については、適切な執行を図り、実施に当たっては、常に各課で検討協議を重ねられ、その効果については、執行部の総意が反映されるよう、総合的な評価を是非行っていただきたいと思えます。

これから梅雨入りになります。そして、夏本番を迎えますので、皆様方におかれましては、健康には十分留意され、隠岐広域連合発展のため、しっかりと汗をかいていただきますようお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（本会議閉会宣告 16時52分）